

平成30年度司法書士本試験

# 小玉独自分析会

講師レジュメ

司法書士

小玉 真義 専任講師

## 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



# **独自分析会(2018年7月11日)**

## **分析レジュメ**

<記号の説明>

- ◎・・・過去問ズバリの知識
- ・・・過去問集の解説（※辰巳過去問本ベースです。）まで読んで内容を理解していないとダメ（知識の使い方まで知っていないとダメ）
- △・・・過去問知識で残り 2 肢にまで絞れる問題
- ×・・・過去問知識だけでは取れない問題

## 独自分析会(2018年7月11日)・午前の部(択一式)分析レジュメ 憲法

第1問★過去問知識だけで解けるか・・・×

※憲法の判例については、過去問以外の知識も押さえておく必要があります。

第2問★過去問知識だけで解けるか・・・×

第3問★過去問知識だけで解けるか・・・×

## 民法

第4問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	4-7
内容	エ Aの詐欺により、BがAから旧式の乗用自動車を高額で買い受けた場合において、Bが詐欺であることに気がつかないままその自動車を他人に譲渡したときは、追認をしたものとみなされる。
正解	誤り。法定追認は「追認をすることができる時以後」である必要があり、詐欺の場合には、詐欺にかかったことに気付いた後を意味する。そうすると、Bは詐欺に気付いていない以上、民法 125 条 5 号は適用されない。

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	27-7
内容	ア Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Bは、甲建物をCに転売してその旨の所有権の移転の登記をした。その後、AがBの強迫を理由にAB間の売買契約を取り消した場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
正解	正しい。民法 96 条 3 項の反対解釈により、強迫を理由とする取消しの効果は善意の第三者にも対抗することができる。民法が強迫された者を詐欺された者よりも手厚く保護しているのは、詐欺にかかった者は落度があるが、強迫された者はそのような軽微な帰責事由すら認められないからである。

## 第5問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, 才

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	19-5
内容	<p>次の対話は、AがBに売買契約締結のための代理権を授与した場合における本人A、代理人B及び復代理人Cの三者の法律関係に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授： 代理人Bが死亡した場合には、復代理人Cの代理権はどのようになりますか。</p> <p>学生：才 復代理人の代理権は、代理人の代理権を前提としていますから、代理人Bが死亡してその代理権が消滅した場合には、復代理人Cの代理権も消滅します。このことは、復代理人Cが本人Aの指名に従って選任された場合も同じです。</p>
正解	正しい。復代理人の代理権（復代理権）は、代理人の代理権（原代理権）に基づくものであるから、原代理人の代理権が消滅すれば、原則として復代理人の代理権も消滅する。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	9-2
内容	<p>イ Aが代理人Bに特定の動産を買い受けることを委託し、BがAの指図に従って相手方Cからその動産を買い受けた場合において、Cが無権利者であることをAが知っていたときは、Bがその事実を知らず、かつ、そのことに過失がなかったとしても、その動産について即時取得は成立しない。</p>
正解	正しい。特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない（民法 101 条 2 項前段）。

第6問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ウ, オ

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	21-5
内容	ア 未成年者であるAがその債権者Bに対してAの法定代理人Cの同意を得ないでその債務を承認したときは、Cはその承認を取り消すことができず、その債権の消滅時効は中断する。
正解	誤り。権利について管理能力又は権限を有しない者(未成年者又は成年被後見人)のした承認は、取り消すことのできるものであって、完全な中断効は生じない(民法 156 条の反対解釈, 大判昭 13.2.4)。よって、Cは承認を取り消すことができ、取り消した場合は中断効は生じない。

準備すべきだった知識 2

記述	オ
過去問	10-3
内容	Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。 4 Bは、甲土地の引渡しを受けた後に、他人により占有を奪われたとしても、占有回収の訴えを提起して占有を回復した場合には、継続して占有したものと扱われるので、占有を奪われていた期間も、時効期間に算入される。
正解	正しい。占有者が占有回収の訴えを提起して勝訴し、現実とその物の占有を回復したときは、現実に占有しなかった間も占有が継続していたものと擬制される(民法 203 条ただし書, 最判昭 44.12.2)。

第7問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 工

準備すべきだった知識1

記述	ア
過去問	26-7
内容	ア A所有の甲土地上に、Bが乙建物をAに無断で建築して所有しているが、Bとの合意によりCが乙建物の所有権の登記名義人となっているにすぎない場合には、Aは、Cに対し、甲土地の所有権に基づき、乙建物の収去及び甲土地の明渡しを請求することができる。
正解	誤り。建物の所有権者との合意により登記名義人になっているにすぎない者は、敷地所有権者に対して建物収去義務を負わない（最判昭47.12.7）。

準備すべきだった知識2

記述	工
過去問	24-8
内容	1 所有権に基づく妨害排除請求権は、相手方が責任能力を欠いている場合であっても、その成立を妨げられない。
正解	正しい。物権的請求の相手方は、現に無権原で他人の物を占有している者、又は妨害物の所有者など他人の物への侵害状態を除去し得べき地位にある者である。同人が当初、侵害行為を惹起したかどうかを問わず、責任能力の有無も、故意過失などの存否も問わない。

第8問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, オ

準備すべきだった知識1

記述	イ
過去問	20-11
内容	<p>教授： AがBから預かっていたビデオカメラをBに無断でCに譲渡した場合、Cは無権利者からの譲受人であるから、原則として所有権を取得することができませんが、どのような場合に所有権を取得することができますか。</p> <p>学生：ア 即時取得が成立する場合に所有権を取得することができます。即時取得が成立するためには、Cは前主が処分権限を有しないことについて善意無過失である必要があります。善意については推定されますが、無過失については、判例上、推定されないこととされています。</p>
正解	<p>誤り。即時取得においては、民法 186 条 1 項で取得者の善意が推定され、また、民法 188 条を根拠に取得者の無過失が推定される(最判昭 41.6.9)。民法 188 条が、占有者は適法な権利を有すると推定しているため、占有者と取引をした者は、そのように信じても過失がないといえるからである。</p>

準備すべきだった知識2

記述	オ
過去問	5-14
内容	<p>AがBに対する債務の担保として、カメラを質入れしようとしている。</p> <p>イ AがC所有のカメラをCに無断で質入れした場合、善意無過失のBは善意取得によって保護される。</p>
正解	<p>正しい。取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する(民法 192 条)。即時取得の効果として取得が認められている「動産について行使する権利」とは、所有権と質権を指す。</p>

第9問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…5

準備すべきだった知識 1

記述	5
過去問	5-16
内容	オ 土地の所有者は、境界において建物を修繕するため、必要な範囲内で隣地の使用を請求することができる。
正解	正しい。土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる（民法 209 条 1 項本文）。

第10問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	24-9
内容	オ 甲土地の管理費用のうちBが負担すべき費用をAが立て替えた後に、Bが甲土地の持分をCに売却した場合には、Aは、B又はCのいずれに対しても、立て替えた費用の償還を請求することができる。
正解	正しい。民法 254 条。同条は、「共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。」と規定する。そうすると、共有者の一人（A）が他の共有者（B）に対して共有物保存・管理費用の立替債権など共有物に関して有する債権は、他の共有者（B）だけでなく、その特定承継人（C）に対しても実行できることになる。

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	24-9
内容	イ Aが甲土地の自己の持分に抵当権を設定する場合には、Bの承諾を得なければならない。
正解	誤り。持分権は所有権の実質を有するものだから、各共有者は自由に自らの持分権を処分することができる（民法 249 条参照）。持分の上に担保の設定をすることは、持分の処分にあたる。よって、AはBの承諾なく自己の持分に抵当権を設定することができる。

第 11 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, 工

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	26-10
内容	ア 地上権は、無償のものとして設定することができるのに対し、永小作権及び地役権は、無償のものとして設定することができない。
正解	誤り。地上権は、地代を要素とせず、無償のものとして設定することができる。よって、本記述前段は正しい。また、地役権には対価についての定めはなく、対価は地役権の必須の要素ではないため、地役権は無償のものとして設定することができる。しかし、永小作権は、無償のものとして設定することはできない（民法 270 条）。

準備すべきだった知識 2

記述	工
過去問	24-10
内容	オ 要役地の所有権が移転した場合には、地役権の設定行為に別段の定めがない限り、地役権は要役地の所有権と共に移転し、要役地について所有権の移転の登記がされれば、地役権の移転を第三者に対抗することができる。
正解	正しい。要役地の所有権が移転する場合、地役権は所有権に従たるものとして所有権とともに移転する（民法 281 条 1 項本文）から、承役地の所有者であった者及びその一般承継人に対し要役地の所有権の移転を対抗し得る場合には、地役権の移転もまた登記なくしてこれを対抗できる（大判大 13.3.17）。

## 第 1 2 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, エ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	26-10
内容	オ 抵当権者及び不動産の質権者は、競売による目的物の売却代金から優先弁済を受けることができるが、不動産の先取特権者は、競売による目的物の売却代金から優先弁済を受けることができない。
正解	誤り。抵当権、質権、先取特権はいずれも優先弁済的効力を有しているため、抵当権者、不動産の質権者及び不動産の先取特権者は、いずれも競売による目的物の売却代金から優先弁済を受けることができる（民法 303 条、342 条、369 条 1 項）。 ※なお、質権及び抵当権が「約定担保物権」に該当することについては、7-14-2に出題されています。

準備すべきだった知識 2

記述	エ
過去問	24-11
内容	エ AがBに甲動産を売り渡し、BがCに甲動産を転売した後、BがCに対する転売代金債権をDに譲渡し、その債権譲渡について、第三者に対する対抗要件が備えられた。この場合において、Aは、動産売買の先取特権に基づき、当該転売代金債権を差し押さえて、物上代位権を行使することができる。
正解	誤り。動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできないとするのが判例である（最判平 17.2.22）。

第13問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, イ

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	25-11
内容	ウ 留置権者は、債務者の承諾を得て留置物を第三者に賃貸することができ、賃貸によって得られた賃料を他の債権者に先立って被担保債権の弁済に充当することができる。
正解	正しい。留置権者は、債務者の承諾を得れば留置物を第三者に賃貸することができる（民法 298 条 2 項本文）。そして、留置権者は、留置物から生ずる果実を収取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる（民法 297 条 1 項本文）。その趣旨は、果実は通常は少額のものであることから、他の債権者を害するおそれもなく、簡便な処理を認めた点にある。この果実には、天然果実だけでなく、債務者の同意を得て目的物を賃貸した場合の賃料等の法定果実も含む（大判大 7.10.29）。

準備すべきだった知識 2

記述	イ
過去問	60-22
内容	4 甲が乙に対する修繕代金債権に基づき乙の時計を留置している場合において、甲が乙の承諾を得ることなく、その時計を丙に質入れしたときは、甲が直ちに債務を弁済してその時計を丙から取り戻したとしても乙は、甲に対し、留置権の消滅を請求することができる。
正解	正しい。留置権者が、留置物の保管等の義務に違反した場合に認められる消滅請求（民法 298 条 3 項）は、違反行為が終了したか否か、またこれによって損害を受けたか否かを問わずに認められる（最判昭 38.5.31）。

## 第 14 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ウ, オ

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	13-12
内容	イ 抵当権者は、抵当権が設定された山林の立木が伐採されて木材となった場合には、その搬出の禁止を請求することができない。
正解	誤り。判例は、抵当権者は抵当権が設定された山林の立木が伐採されて木材となったものを搬出しようとする者に対して、抵当権そのものを理由として搬出の禁止を請求し得るとしている（大判昭 7.4.20）。

準備すべきだった知識 2

記述	オ
過去問	19-16
内容	<p>次の対話は、抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者（以下「抵当建物使用者」という。）の引渡しの猶予の制度に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授： この制度では、抵当建物使用者は、建物の競売における買受人の買受けの時からいつまで建物の引渡しを猶予されるのですか。</p> <p>学生：イ 建物退去の準備に必要と認められる相当の期間が経過するまで、建物の引渡しを猶予されることになります。</p>
正解	誤り。抵当建物使用者は、建物の競売における買受人の買受けの時から 6 か月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない（民法 395 条 1 項）のであり、建物退去の準備に必要と認められる相当の期間が経過するまで、建物の引渡しを猶予されるわけではない。

第 15 問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…イ, 才

※平成 23 年の知識問題を事例問題にして再出題している問題です。

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	23-15
内容	エ 集合動産譲渡担保の設定者が、通常の営業の範囲内で譲渡担保の目的を構成する個々の動産を売却した場合には、買主である第三者は、当該動産について確定的に所有権を取得することができる。
正解	正しい。最判平 18.7.20。判例は、本記述と同様の事案において、「通常の営業の範囲内で…された処分の相手方は、当該動産について、譲渡担保の拘束を受けることなく確定的に所有権を取得することができる」としている。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	23-15
内容	オ 動産売買の先取特権が付された動産が占有改定の方法により集合動産譲渡担保の構成部分となった場合において、先取特権の権利者がその動産につき競売の申立てをしたときは、集合動産譲渡担保権者は、その動産について集合動産譲渡担保権を主張することができない。
正解	誤り。判例は、本記述と同様の事案において、「債権者は、…当該先取特権者が右先取特権に基づいて動産競売の申立てをしたときは、特段の事情のない限り、民法 333 条〔注：先取特権と第三取得者の優劣〕所定の第三取得者に該当するものとして、訴えをもつて、右動産競売の不許を求めることができる」としている（最判昭 62.11.10）。

## 第16問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…ウ, エ

準備すべきだった知識1

記述	ウ
過去問	20-18
内容	エ 詐害行為の受益者が債権者を害すべき事実について善意であるときは、転得者が悪意であっても、債権者は、転得者に対して詐害行為取消権を行使することができない。
正解	誤り。受益者又は転得者の善意・悪意は、相対的に決すべきであり、受益者又は転得者から転得した者が悪意であるときは、たとえその前者が善意であっても、債権者の追及を免れることはできない（最判昭49.12.12）。 ※平成30年の問題は、「受益者悪意、転得者善意」の事例が出題されています。 “相対的に決すべき”という内容が分かっていたら解答できた問題です。

準備すべきだった知識2

記述	エ
過去問	26-16
内容	教授： 債権者代位訴訟や詐害行為取消訴訟では、誰を被告とする必要がありますか。 学生：才 債権者代位訴訟では、第三債務者及び債務者を被告とする必要があるのに対し、詐害行為取消訴訟では、受益者のみを被告とする必要があります。
正解	誤り。債権者代位訴訟においては、第三債務者のみを被告とする必要がある。債権者により代位行使されるのは、債務者の第三債務者に対する権利だからである。よって、本記述前段は誤っている。また、判例は、詐害行為取消訴訟につき、債務者ではなく、受益者（又は転得者）を被告とすべきとしている（大連判明44.3.24）。判例の結論に賛成する学説は、その理由として、 <u>取消しの効果が相対的であり、債務者と訴訟の相手方との間で法律行為の効力が消滅するにとどまる</u> ということを挙げている。 ※下線の箇所が平成30年記述エを解答するヒントになりますが、過去問の解説からここまで押さえるのはちょっとキツかったかもしれません。（この点は、参考書等で「詐害行為取消権の取消しの効果」を別途勉強していないとキツかったと思います。）

第 17 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	2-3
内容	ウ 金銭を給付すべき債務で、金額が外国通貨で表示してあるものについては、債務者は履行地における通貨により履行地における為替相場で換算した額を提供しなければならない。
正解	誤り。外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる（民法 403 条）。

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	2-3
内容	オ 特定物を給付すべき債務については、引渡までの間に目的物が毀損しても、弁済のための引渡をするには、債務者は、そのままの状態目的物を提供すれば足りる。
正解	正しい。債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない（民法 483 条）。よって、特定物であれば、引渡しまでの間に目的物が毀損しても、そのままの状態提供すれば有効な弁済となる。

## 第 18 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, エ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	22-18
内容	ア 土地の売買契約において、登記手続の完了までに当該土地について発生する公租公課は買主が負担する旨の合意があったが、買主がその義務の履行を怠った場合において、当該義務が契約をした主たる目的の達成に必須とはいえないときは、売主は、特段の事情がない限り、当該義務の不履行を理由として契約を解除することができない。
正解	正しい。売却した土地の公租公課を負担することを約した買主がその支払を怠ったとしても、当該負担義務が売買契約の目的達成に必須でない付随義務であり、その不履行があったにすぎないときは、特段の事情のない限り、売主は、その義務の不履行を理由として契約を解除することができない（最判昭 36.11.21）。

準備すべきだった知識 2

記述	エ
過去問	2-7
内容	5 買主が数人いる売買契約において、買主の 1 人が解除権を放棄したときは、他の買主は、契約を解除することができなくなる。
正解	正しい。当事者の一方が数人ある場合において、解除権が当事者のうちの 1 人について消滅したときは、他の者についても消滅する（民法 544 条 2 項）。よって、買主の 1 人が解除権を放棄したときは、他の買主は、契約を解除することができなくなる。

第 19 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 才

※アと才が「委任」に当てはまらないことが分かれば解答できた問題（請負についての判断をしなくとも解答を導けた。）。

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	14-15
内容	才 委任契約は、いつでも解除することができるが、相手方にとって不利な時期に解除をするには、やむを得ない事由がなければならない。
正解	誤り。委任契約は、各当事者がいつでも解除することができ(民法 651 条 1 項)、相手方に不利な時期に解除をしたときは、相手方の損害を賠償しなければならないが(民法 651 条 2 項本文)、やむを得ない事由があったときはこの限りでない(民法 651 条 2 項ただし書)。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	62-15
内容	3 委任は、委任者が後見開始の審判を受けた場合であっても、終了しない。
正解	正しい。委任は、委任者が後見開始の審判を受けた場合であっても、終了しない(民法 653 条 3 号参照)。

## 第 20 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, イ

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	3-23
内容	5 夫婦が法定財産制と異なる夫婦財産契約をし、その旨の登記をした場合には、その登記の時期が婚姻届出の後であっても、夫婦の承継人及び第三者に対抗することができる。
正解	誤り。夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない（民法 756 条）。登記は、婚姻の届出前にすることを要する。

準備すべきだった知識 2

記述	イ
過去問	20-21
内容	A 男と B 女について婚姻の届出がされている場合に関する次のアからオまでの記述のうち、・・・ オ A 男は、B 女に対し、不動産を贈与したが、その後、A 男と B 女の婚姻関係が実質的に破綻するに至った場合には、A 男は、民法第 754 条の規定によって当該贈与契約を取り消すことができない。
正解	正しい。夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる（民法 754 条本文）。ここで「婚姻中」とは、単に婚姻が形式的に継続していることではなく、形式的にも実質的にもそれが継続していることをいうものと解すべきであるから、婚姻が実質的に破綻している場合には民法 754 条の適用はない（最判昭 42.2.2）。

第 21 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	11-18
内容	ア 父は胎児を認知することができるが、胎児は父に対して認知の訴えを提起することはできない。
正解	正しい。父は、胎内に在る子でも、母の承諾を得て、認知することができる（民法 783 条 1 項）。また、胎児の権利能力は、不法行為による損害賠償請求権（民法 721 条）、相続（民法 886 条）、遺贈（民法 965 条、886 条）に限り、認められている。よって、父は胎児を認知することができるが、胎児は父に対して認知の訴えを提起することはできない。

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	25-21
内容	ウ 父が成年の子を認知するには、当該子の承諾がなければならない。
正解	正しい。成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない（民法 782 条）。子が扶養を必要とする未成年の間は認知せずに放置し、子が成年に達した後、親としての扶養を請求するために認知するといった行為を許さない趣旨である。

## 第 2 2 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ウ, エ

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	25-9
内容	エ 遺産である賃貸不動産から生じた相続開始から遺産分割協議の成立までの間の賃料債権は、遺産分割によって当該賃貸不動産を取得した者に帰属する。
正解	誤り。判例は、相続開始から遺産分割協議成立までの賃料債権は各共同相続人の相続分に応じて各共同相続人が確定的に取得するとしている（最判平 17.9.8）。

準備すべきだった知識 2

記述	エ
過去問	17-24
内容	ウ 甲土地を所有していたAが死亡し、Aの子B、C及びDが甲土地を相続し、相続を原因とする所有権の移転の登記をした。その後、遺産分割前に、Bが甲土地についての持分をEに譲渡し、Eに対する持分の移転の登記を行った。この場合、Eは、甲土地について共有物分割の訴えを提起することができる。
正解	正しい。判例は、共同相続人の 1 人から遺産を構成する特定不動産について同人の有する共有持分を譲り受けた第三者は、適法にその権利を取得ことができ、他の共同相続人とともに右不動産を共同所有する関係にたつが、右共同所有関係が民法 249 条以下の共有としての性質を有するものであることはいうまでもない。そして、第三者が右共有関係の解消を求める方法として裁判上とるべき手続は、民法 907 条に基づく遺産分割審判ではなく、民法 258 条に基づく共有物分割訴訟であるとしている（最判昭 50.11.7）。

## 第 2 3 問★過去問知識だけで解けるか・・・×

## 刑法

第24問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…イ, エ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	25-26
内容	ア Aは、司法書士ではないのに、同姓同名の司法書士が実在することを利用して、Bから司法書士の業務を受任した上、当該業務に関連してBに交付するため、「司法書士A」の名義で報酬金請求書を作成した。この場合には、Aに私文書偽造罪は成立しない。
正解	誤り。判例は、弁護士と称した同様の事案において、「本件各文書の名義人と作成者の人格の同一性にそごを生じさせたものというべきであり、「被告人は右の同一性を偽ったものであって、その各所為について私文書偽造罪、同行使罪が成立する」としている（最決平 5.10.5）。よって、Aには私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）が成立する。

準備すべきだった知識 2

記述	エ
過去問	25-26
内容	オ Aは、Bに対し、Cの代理人であると詐称し、C所有の土地をBに売り渡す旨の売買契約書に「C代理人A」として署名押印し、完成した文書をBに交付した。この場合には、Aに私文書偽造・同行使罪が成立する。
正解	正しい。判例は、同様の事案において、私文書偽造罪の成立を認めている（最決昭 45.9.4）。その理由として、判例は、「その文書によつて表示された意識内容にもとづく効果が、代表もしくは代理された本人に帰属する形式のものである」ということを挙げている。よって、Aには私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）が成立し、完成した文書をBに交付しているため、同行使罪（刑法 161 条 1 項）も成立する。 ※平成25年の問題が「代理」名義を、平成30年の問題が「代表」名義を冒用している事案です。これらが同じ処理をすると推測できれば正解出来たと思われる。なお、平成30年24問は記述ウの有名判例で判断して、正解を肢4とした受験生のほうが多いと思われます。

第25問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ

準備すべきだった知識1

記述	イ
過去問	62-26
内容	1 罪を犯しても進んで捜査機関に自首した者については、刑が免除されることはないが、必ず刑が減輕される。
正解	誤り。自首は、刑の任意的減輕事由とされる（刑法42条1項）。

準備すべきだった知識2

記述	ウ
過去問	63-25
内容	3 罪を犯した者が自首した場合、犯罪事実が既に発覚していても犯人が誰であるか発覚する前であれば、刑を減輕することができるものとされている。
正解	誤り。罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる（刑法42条1項）。「捜査機関に発覚する前」とは、捜査機関に犯罪の事実又は誰が犯人であるかが判明していないことをいう（最判昭24.5.14）。 ※下線の箇所が平成30年の問題で出題されています。ここまで押さえるのはちょっと厳しかったかもしれません。

第26問★過去問知識だけで解けるか・・・×

## 商法

第27問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…ウ, 才

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	20-28
内容	ウ 募集設立における発起人は、創立総会終了後において定款に発行可能株式総数の定めが設けられていない場合には、会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更してその定めを設けなければならない。
正解	誤り。発起人は、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法 37 条 1 項）。しかし、募集設立の場合には、払込期日又は払込期間（会社法 58 条 1 項 3 号）の初日のうち最も早い日以後は、会社法 37 条 1 項による定款の変更をすることができず（会社法 95 条）、発行可能株式総数を定款で定めていないときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法 98 条）。 ※平成30年の問題では、「発起人及び設立時募集株式の引受人全員の同意」が必要かどうかという出題がされています。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	24-27
内容	ウ 募集設立において、発起人の全員が、出資を履行しないことにより、設立時発行株式の株主となる権利を全て失った場合であっても、設立時募集株式の引受人により出資された財産の価額が定款に記載された「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を満たすときは、設立の無効事由とはならない。
正解	誤り。発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならない（会社法 25 条 2 項）のであるから、発起人全員において、設立時発行株式の株主となる権利をすべて失ったのであれば、設立無効事由となる。

第 28 問★過去問知識だけで解けるか・・・×

第 29 問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…工, 才

準備すべきだった知識 1

記述	工
過去問	12-30
内容	新株予約権付社債に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。 オ 違法な発行に対する株主の差止請求が認められている。
正解	正しい。会社が新株予約権付社債を募集する場合、会社法 676 条から 680 条までの社債の募集に関する規定ではなく、会社法 238 条以下に規定する新株予約権の募集に関する規定が適用される。よって、①新株の発行が法令又は定款に違反する場合、又は②その発行が著しく不公正な場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は会社に対して、新株予約権の発行をやめることを請求することができる（会社法 247 条）。 ※平成 30 年の問題では「新株予約権者に対する請求」が、この制度のひっかけであることに気付く必要がありました。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	17-29
内容	ウ 取得請求権付株式においては、取得請求権だけを譲渡することはできないが、新株予約権付社債においては、社債が消滅していない場合でも、新株予約権だけを譲渡することができる。
正解	誤り。取得請求権付株式においては、取得請求権だけを譲渡することはできない。一方、新株予約権付社債は、社債が消滅していない場合は新株予約権のみを譲渡することはできない（会社法 254 条 2 項）。

第 30 問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…**工**→イ，オの比較

準備すべきだった知識 1

記述	工		
過去問	10-29		
内容	<p>次の 1 から 5 までの A 欄に掲げる株主総会の決議と，B 欄に掲げる株主総会の決議との組合せのうち，決議の要件が異なるものはどれか。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>A 欄</p> <p>1 取締役の解任の決議</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>B 欄</p> <p>会社と取締役との利益が相反する取引に関する取締役の責任を免除する決議</p> </td> </tr> </table>	<p>A 欄</p> <p>1 取締役の解任の決議</p>	<p>B 欄</p> <p>会社と取締役との利益が相反する取引に関する取締役の責任を免除する決議</p>
<p>A 欄</p> <p>1 取締役の解任の決議</p>	<p>B 欄</p> <p>会社と取締役との利益が相反する取引に関する取締役の責任を免除する決議</p>		
正解	<p>1 異なる。</p> <p>・・・中略・・・，株式会社と取締役との利益が相反する取引（会社法 356 条 1 項）により，会社に損害が生じた場合に，取締役，代表取締役は，会社に対して，損害賠償責任を負うことがある（会社法 423 条 1 項）。この責任は，総株主の同意がなければ，免除することができない（会社法 424 条）。</p>		

## 第 31 問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	19-31
内容	ウ 取締役は、監査役がある場合において、監査役を選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役の意見を聴かななければならないが、その同意を得る必要はない。
正解	誤り。取締役は、監査役がある場合において、監査役を選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない（会社法 343 条 1 項）。 ※平成 30 年度の問題は、平成 19 年度の解説の下線の箇所を押さえていないと解けない問題でした。このタイプの知識は、「過去問を潰しながら、必ず条文を引く」という作業で身に付けることができます。

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	21-29
内容	監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。 エ 甲社の監査役会が会計監査人を職務を怠ったことを理由として解任する場合には、監査役の過半数の同意によって行わなければならない。
正解	誤り。監査役会設置会社においては、監査役会は、一定の事由があるときは、会計監査人を解任することができる（会社法 340 条 1 項、4 項）。この場合には、監査役の過半数の同意ではなく、監査役の全員の同意によらなければならない（会社法 340 条 2 項、4 項）。

第 32 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…5

準備すべきだった知識 1

記述	5
過去問	5-30
内容	次のアからオまでの記述から合名会社及び合資会社の双方にあてはまるものを選んだ場合の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。 ア 会社の成立後加入した社員は、その加入前に生じた会社の債務についても責任を負う。
正解	双方に当てはまる。 持分会社の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた持分会社の債務についても、これを弁済する責任を負う（会社法 605 条）。従って、本記述は合名会社及び合資会社の双方に当てはまる。

第 33 問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…イ→エとオの比較

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	13-34
内容	ア 会社法上、会社は、各社債の金額が 1 億円以上の社債を募集する場合には、社債管理者を定めることを要しない。
正解	正しい。会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない（会社法 702 条本文）。ただし、各社債の金額が 1 億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、この限りではない（会社法 702 条ただし書）。

第 34 問★過去問知識だけで解けるか・・・×

第35問★過去問知識だけで解けるか・・・×

解答を導くのに読むべき記述…ア、ウ

準備すべきだった知識1（参考）

記述	ア
過去問	63-30
内容	旅館の主人は、特約のない限り、客から預かった高価品でない物品の毀損については、それが不可抗力によることを証明しなければ、損害賠償の責任を免れない。
正解	正しい。旅店、飲食店、浴場その他客の来集を目的とする場屋の主人は、客より寄託を受けた物品の滅失又は毀損について、不可抗力によることを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることはできない（商法 594 条 1 項）。

## 独自分析会(2018年7月11日)・午後の部(択一式)分析レジュメ

### 民事訴訟法

第1問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, ウ

準備すべきだった知識1

記述	ア
過去問	25-2
内容	ア 当事者が死亡した場合において、その相続人は、相続の放棄をすることができる間であっても、訴訟手続きを受け継ぐことができる。
正解	誤り。相続人が相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続きを受け継ぐことができない（民訴法 124 条 3 項）。

準備すべきだった知識2

記述	ウ
過去問	2-3
内容	次の裁判中、独立して不服を申し立てることができるものはどれか。 3 債務の承継による訴訟を引き受けさせる旨の決定
正解	独立して不服を申し立てることができない。 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる（民訴法 50 条 1 項）。訴訟の引き受けの申立てを却下する決定に対しては民訴法 328 条により抗告ができるものの、訴訟を引き受けさせる旨の決定に対して抗告はできない（大決昭 16.4.15）。

## 第2問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 才

準備すべきだった知識1

記述	ア
過去問	19-1
内容	エ 亡Aの相続人は、X及びYのみである。この場合、XがYに対して提起した、特定の財産が亡Aの遺産であることの確認を求める訴えは、却下される。
正解	誤り。判例は、特定の財産が現に被相続人の遺産に属することの確認の訴えを適法であるとしている（最判昭61.3.13）。

準備すべきだった知識2

記述	才
過去問	23-3
内容	ウ 賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対して敷金返還請求権が存在することの確認を求める訴えは、賃貸人が敷金交付の事実を争っているときであっても、条件付請求権の確認を求めるものであるから、確認の利益がない。
正解	誤り。判例は、このような条件付きの権利であっても、現在の権利又は法律関係といえるので確認対象の適格性に欠けることはないとしている。また、賃貸人が敷金交付の事実を争っている場合は、かかる条件付きの権利の存否を確定すれば、賃借人の法律上の地位に生じている不安ないし危険は除去されるといえるから即時確定の利益も認められる、として確認の利益を認めている（最判平11.1.21）。

## 第3問★過去問知識だけで解けるか・・・×

解答を導くのに読むべき記述…イ, エ

※過去問関連知識として、条文を丁寧に押さえていたかが勝負となった問題

第4問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…ア, ウとエの比較

準備すべきだった知識

記述	ア
過去問	6-3
内容	2 簡易裁判所は, 訴訟がその管轄に属する場合においても, 相当と認めるときは, その専属管轄に属するものを除き, 申立てにより又は職権で訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。
正解	正しい。簡易裁判所は, 訴訟がその管轄に属する場合においても, 相当と認めるときは, 申立てにより又は職権で, 訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる (民訴法 18 条)。

第5問★過去問知識だけで解けるか・・・×

解答を導くのに読むべき記述…?

## 民事保全法

第6問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…工, 才

準備すべきだった知識 1

記述	工
過去問	3-8
内容	5 仮差押えの執行は、申立てにより又は職権で、裁判所又は執行官が行う。
正解	誤り。保全執行にも処分権主義が妥当しているため、民事訴訟手続と同様、保全執行も申立てにより開始し、裁判所又は執行官がこれを行う(民保法 2 条 2 項)。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	20-6
内容	ウ 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。
正解	正しい。保全命令が債務者に送達される前であっても、保全執行を実施することができる(民保法 43 条 3 項)。

## 民事執行法

第7問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ウ, エ

準備すべきだった知識1

記述	ウ
過去問	1-8
内容	5 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合には、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。
正解	正しい。民執法 27 条 1 項

準備すべきだった知識2

記述	エ
過去問	16-7
内容	ウ 執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。
正解	正しい。執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる（民執法 28 条 1 項）。

## 司法書士法

第8問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, エ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	23-8
内容	ウ 司法書士法人の使用人である司法書士は、当該司法書士法人の業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人がAの依頼を受けてBに対する売買代金請求事件の訴状を作成する業務を行った事件であって、自らこれに関与したものについては、当該業務の終了後又は当該法人を脱退した後であっても、個人としてBの依頼を受けて当該事件の答弁書を作成する業務を行うことはできない。
正解	正しい。すべての司法書士は、司法書士法人の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の依頼を受けて司法書士法3条1項4号に規定する業務を行った事件であって、自らこれに関与したものについては、裁判書類作成関係業務を行ってはならない（司書法22条2項2号）。

準備すべきだった知識 2

記述	エ
過去問	19-8
内容	エ 司法書士法人の社員である司法書士が当該司法書士法人の業務について司法書士法に違反する行為を行った場合には、当該行為について、当該司法書士法人が懲戒処分を受けることはあるが、当該行為を行った当該司法書士法人の社員である司法書士が重ねて懲戒処分を受けることはない。
正解	誤り。司法書士法人は、社会的・経済的な実体として、依頼者との契約の主体となることなどから、その違法な行為の防止をする必要がある。そのため、社員である司法書士に対する懲戒制度（司書法47条）とは別に、司法書士法人に対する懲戒制度が設けられている（司書法48条）。 ※平成30年の問題と言い回しは異なりますが、同趣旨の肢です。

## 供託法

第9問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 才

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	21-11
内容	エ 供託書に記載した供託金額については、訂正、加入又は削除をしてはならない。
正解	正しい。供託規則 6 条 6 項。供託書に記載した供託金額については、訂正、加入又は削除をしてはならない（供託規 6 条 6 項）。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	21-11
内容	才 同一の供託所に対して同時に数個の供託をする場合において、供託書の添付書類に内容の同一のものがあるときであっても、当該添付書類は、供託書ごとに添付しなければならない。
正解	誤り。同一の供託所に対して同時に数個の供託をする場合において、供託書の添付書類に内容の同一のものがあるときは、1 個の供託書に 1 通を添付すれば足りる（供託規 15 条前段）。

## 第 10 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 才

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	26-10
内容	ウ 同一債権がAとBに二重に譲渡され、それぞれ債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において、各通知が債務者に同時に到達したときは、債務者は、被供託者をA又はBとして債権者不確知を原因とする弁済供託をすることができる。
正解	誤り。同一債権がAとBに二重に譲渡され、それぞれ債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において、各通知が債務者に同時に到達したときは、債務者は、債権者不確知を原因として弁済供託をすることはできない（最判昭 55.1.11, 昭 59 全国決議）。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	24-10
内容	エ 金銭消費貸借契約における借主は、弁済期前に、貸主に貸金の元本及び弁済期までの利息を提供して貸主からその受領を拒まれた場合には、当該貸金の元本及び弁済期までの利息を供託することができる。
正解	正しい。利息及び弁済期の定めのある金銭消費貸借の借主が、期限の利益を放棄して弁済をする場合において、貸金の元本及び弁済期までの利息を提供して受領を拒まれたときは、当該金額を供託することができる（昭 39.2.3 民 4.43）。

第 11 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…工, 才

準備すべきだった知識 1

記述	工
過去問	25-10
内容	才 営業保証供託の供託者は、その供託金全額についての払渡しと同時に、又はその後でなければ、当該供託金の供託金利息の払渡請求をすることができない。
正解	誤り。営業保証供託として金銭を供託した場合、担保の目的物が供託金の元金のみであるため、本来、利息はいつでも払渡しをすることができる性質のものであるが、事務取扱いの便宜を考慮して、毎年供託した月に応ずる月の末日後において、その日までの利息を払い渡すことができるとされている（供託規 34 条 2 項）。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	15-10
内容	工 法令の規定により営業保証金として供託した供託金の保管替えが認められる場合であっても、当該供託金の取戻請求権が差し押さえられているときは、営業者は、供託金の保管替えを請求することはできない。
正解	正しい。昭 36.7.19 民甲 1717

## 不動産登記法

第12問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ

準備すべきだった知識1

記述	イ
過去問	26-19
内容	エ A（所有者）及びB（買戻権者）は、買戻特約の売買代金を1,200万円に変更する旨の合意をした場合には、買戻特約の登記につき当該売買代金を1,200万円とする変更の登記を申請することができる。
正解	誤り。買戻特約の登記の売買代金を変更契約により増額する変更の登記は、することができない（昭43.2.9民3.34）。

準備すべきだった知識2

記述	ウ
過去問	26-27
内容	エ 工場財団の所有権の登記名義人が当該工場財団について賃貸借契約を締結した場合には、当該工場財団の抵当権者の同意があっても、当該工場財団について賃借権の設定の登記を申請することはできない。
正解	正しい。昭28.3.31民甲535。工場財団は、抵当権者の同意を得て賃貸することはできるが（工場抵当法14条2項ただし書）、賃借権設定の登記をすることはできない（賃借権設定の仮登記につき、昭28.3.31民甲535）。 ※平成30年度本試験では、「賃借権設定請求権保全の仮登記」について問われているが、内容として同様のことが聞かれている。

第 13 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 工

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	記述式平成 17 年
内容	登記の目的 4 番所有権更正 登記原因及びその日付 仮処分による一部失効

準備すべきだった知識 2

記述	工
過去問	記述式平成 22 年
内容	登記の目的 1 番所有権登記名義人氏名変更 登記原因及びその日付 平成 22 年 2 月 1 日相続人不存在 変更後の事項 亡 A 相続財産

第 14 問★過去問知識だけで解けるか・・・×

解答を導くのに読むべき記述…ア, ウ

## 第 15 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 工

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	24-15
内容	工 抵当権者は、債務者の住所に変更が生じた場合には、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、債務者の住所の変更の登記を単独で申請することができる。
正解	誤り。抵当権の債務者の住所に変更が生じたことによる表示の変更の登記は、債権者代位による場合でも共同で申請しなければならない（昭 36.8.30 民 3.717）。

準備すべきだった知識 2

記述	工
過去問	24-15
内容	ウ 根抵当権設定者の根抵当権者に対する元本の確定請求によって元本が確定した後、当該根抵当権の被担保債権を代位弁済した者は、根抵当権者に代位して、元本の確定の登記を単独で申請することができる。
正解	誤り。根抵当権設定者の根抵当権者に対する元本の確定請求によって元本が確定した後、当該根抵当権の被担保債権を代位弁済した者は、根抵当権者に代位して元本の確定の登記を申請することは認められているが、代位弁済者が元本確定の登記を単独で申請するためには、根抵当権設定者に対し、元本確定の登記手続を命ずる判決を得なければならない（昭 55.3.4 民 3.1196）。

第 16 問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…**工**→**ウ**

準備すべきだった知識 1

記述	工
過去問	23-14
内容	<p>【登記の申請又は嘱託】</p> <p>B 法人格を有しない団体を所有権の登記名義人とする登記の申請</p> <p>【却下事由】</p> <p>Ⅲ 申請又は嘱託に係る登記をすることによって登記名義人となる者が権利能力を有しないとき。</p>
正解	当該登記の申請又は嘱託が却下された場合の却下の事由の組合せとして正しい。

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	19-22
内容	<p>後記の語句群（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げた語句の中から選択して文章を完成させた場合に、各語句群中の語句のうち選択することのできないものの合計数は、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>現在の登記名義人の氏名等と登記記録上のそれとが相違するため当該登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記をする必要がある場合に、これをしないまま当該登記名義人が登記義務者として登記を申請するときは、不動産登記法上の却下事由のうち、（Ⅳ）などに該当して、当該登記の申請は却下されることになる。</p> <p>（Ⅳ）申請の権限を有しない者の申請によるとき</p>
正解	<p>（Ⅳ） 「申請の権限を有しない者の申請によるとき」を選択することはできない。</p> <p>申請の権限を有しない者の申請によるとき（不登法 25 条 4 号）とは、本人以外の者が申請人として申請しているような場合（不登法 24 条参照）を指す。</p>

第 17 問★過去問知識だけで解けるか・・・×

解答を導くのに読むべき記述…？

## 第 18 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, オ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	3-23
内容	2 所有権移転請求権の仮登記の抹消の申請は、申請情報と併せて、その仮登記の登記識別情報及び仮登記名義人の印鑑証明書を提供して、仮登記名義人が単独であることができる。
正解	正しい。不動産登記法 110 条。仮登記の抹消は、仮登記名義人が単独で申請することができる（不登法 110 条）。そして、当該場合には、仮登記名義人の登記識別情報及び印鑑証明書を提供しなければならない（不登令 8 条 1 項 9 号、不登規 48 条 1 項 5 号、47 条 3 号イ (5)）。

準備すべきだった知識 2

記述	オ
過去問	2-26
内容	2 官庁が所有権の登記名義人である場合において、登記義務者として登記を囑託するときは、囑託者の印鑑証明書を添付することを要する。
正解	誤り。官庁又は公署が登記の囑託をする場合においては、登記義務者の印鑑に関する証明書を提供する必要はない（不登令 16 条 4 項、2 項）。

## 第 19 問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…イ→エ

準備すべきだった知識

記述	イ
過去問	2-27
内容	2 甲単有の所有権の登記を、甲、乙共有とする更正の登記をした場合、更正の登記の登記識別情報は、乙の権利に関する登記識別情報となる。
正解	正しい。昭 40.10.2 民甲 2852。

第20問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 工 ※消去法で解答

準備すべきだった知識1

記述	ア
過去問	11-18
内容	才 表題部の共有者A・Bが共に死亡し、Aの相続人がC、Bの相続人がDである場合、Cは、C・亡Bの共有名義の所有権の保存登記を申請することができる。
正解	正しい。昭36.9.18民甲2323

準備すべきだった知識2

記述	工
過去問	16-21
内容	教授： 表題部の所有者が当該不動産を売却した後、所有権保存の登記をしないまま死亡した場合には、当該不動産の買主を所有権の登記名義人とするには、どのような登記をすべきですか。 学生：ウ 死亡した表題部の所有権の相続人が、自己名義で所有権保存の登記をした上で、買主への所有権移転の登記を申請する必要があります。
正解	誤り。この場合、相続人は買受人名義の登記の前提として、死亡した表題部所有者の名義で所有権保存の登記をすることができる（昭32.10.18民甲1953）。

## 第 21 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…, 

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	13-26
内容	エ AがB所有土地を買い受けたが、Bが死亡し唯一の相続人Cが所有権移転登記手続に協力しない場合、Aは、Cを被告として所有権移転登記手続を命ずる判決を得れば、判決理由中にBの他の相続人についての記載がないときでも、Cの相続を証する情報を提供することなく、単独でBからAへの所有権移転登記を申請することができる。
正解	誤り。判決の理由中の記載等から相続人全員が被告となっていることが明らかなきときは、判決正本又は謄本をもって、当該相続証明情報とすることができる。本問はこれに当たらない。

準備すべきだった知識 2

記述	オ
過去問	18-14
内容	エ 農地につき、相続を原因として共同相続人であるA及びBへ所有権の移転の登記がされた後、相続分の贈与を原因としてAからBへのA持分の全部移転の登記を申請する場合には、許可を証する情報を提供することを要しない。
正解	正しい。他の共同相続人に「相続分の贈与」を原因として持分の移転登記をした場合、相続によって農地を取得したのと同視できるので、農地法所定の許可を証する情報を提供することを要しない（最判平 13.7.10）。

第 2 2 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	記述式平成 26 年解答第 4 欄
内容	<p>※以下、該当箇所に関する「超速解平成 26 年度版」の抜粋です。</p> <p>ところで、別紙 8 の平成 26 年 2 月 1 日の契約書における当事者は、「賃貸人 A 株式会社及び同 B、賃借人 C 及び同 D 株式会社」ですね。</p> <p>しかし、この契約書に基づく登記申請をしないまま、(解答第 3 欄において、) A 株式会社及び B から D 株式会社への土地の譲渡がなされています。</p> <p>その結果、土地の所有者が「D 株式会社」となっています。</p> <p>何が問題なのかというと、<u>登記申請書には、現在の土地所有者である「D 株式会社」を登記義務者として賃借権設定の登記を申請することになりますよ</u>ね。もちろん。</p> <p>にもかかわらず、別紙 8 の賃借権設定契約公正証書を賃借権設定の登記申請の登記原因証明情報として提供することになるわけですから、<u>登記原因証明情報に書かれた賃貸人は「A 株式会社及び B」ということになってしまいます</u>。</p> <p>つまり、<u>申請書の内容と登記原因証明情報の内容が食い違うこと</u>になります。</p> <p>もっとも、この点については、「<u>また改めて事業用定期借地権設定契約を締結をし直す必要もなく、従前の所有者との契約日を登記原因日付として賃借権の設定の登記を申請すれば足りる</u>」とされています(平成 17 年 7 月 28 日民 2. 1690)。</p>

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	11-27
内容	<p>才 甲・乙 2 筆の土地を月額合計金 10 万円で賃貸した場合、その旨を借賃として記載した賃借権設定の登記は、申請することができない。</p>
正解	正しい。昭 54.4.4 民 3 電信回答。

## 第23問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…ア, 才 ※消去法で解答

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	11-24
内容	エ 地上権設定の保全仮登記に後れる不動産質権の設定登記がある場合、仮処分債権者は、当該保全仮登記に基づく本登記を申請するときであっても、当該不動産質権の設定登記の抹消を申請することはできない。
正解	<p>正しい。仮処分の登記に後れる用益権として抹消の対象とされるものは、地上権、永小作権、賃借権の登記であり、保全仮登記の後順位の不動産質権については、抹消の申請をすることができない（平 2.11.8 民 3.5000）。後順位の不動産質権の本質は担保権部分であり、保全仮登記された不動産の使用又は収益をする権利に抵触するのは非本質部分である使用又は収益をする部分であるから、抹消できないとされている。</p> <p>※具体例として、地上権設定の保全仮登記を得ている仮処分債権者をA、それに後れる不動産質権の登記を得ている者をBとします。この場合、Bはそもそも“処分禁止の登記”に後れて不動産質権の設定登記を得ています。すると、Bは、“不動産質権の設定登記を得た時点で、すでに使用収益については諦めている（不動産質権の担保という機能にのみ期待している）”といえます。つまり、この場合、Bの存在があろうとなかろうと、Aの地上権に基づく土地使用権を害されることはありません。だから、“後順位の不動産質権の設定登記の抹消はできない”とされています。</p>

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	12-16
内容	ウ 登記義務者が行方不明であるため、登記権利者が単独で不動産登記法第70条第3項後段の規定により根抵当権設定の登記の抹消を申請する場合において、登記記録上利息又は損害金に関する定め記録がないときは、極度額に相当する金銭のほか、抵当権の場合と同じく、年6分の割合による利息及び損害金の全額に相当する金銭をも供託したことを証する情報を申請情報と併せて提供する。
正解	正しい。昭 63.7.1 民 3.3499

第 24 問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…ウ, オ

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	記述式平成 16 年
内容	極度額 金 8000 万円（分割後の原根抵当権の極度額金 7000 万円）

準備すべきだった知識 2

記述	オ
過去問	10-21
内容	ウ 甲・乙不動産を目的とする共同根抵当権の全部譲渡の契約が 7 月 1 日に締結されたが、設定者の承諾が甲不動産については 7 月 2 日に、乙不動産については 7 月 3 日にされた場合、同一の申請情報によって当該全部譲渡の登記を申請することはできない。
正解	誤り。共同根抵当権の債権の範囲、債務者又は極度額の変更の登記の申請は、各不動産についての登記原因の日付が異なる場合であっても、これを同一の申請情報で申請することができる（不登令 4 条ただし書，不登規 35 条 10 号）。 ※平成 30 年の問題は、極度額の変更に関する出題でした。

## 第 25 問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…工, 才

準備すべきだった知識 1

記述	工
過去問	4-29
内容	2 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた行政庁を含む。）の解任命令によって終了した場合には、受託者の変更による所有権移転の登記の申請は、新受託者が単独ですることができる。
正解	正しい。受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産について受託者の変更による権利の移転の登記は、新受託者が単独で申請することができる（不登法 100 条 1 項）。

準備すべきだった知識 2

記述	才
過去問	21-20
内容	才 受益者の定めのない信託である場合は、受益者の定めに関する登記事項はない。
正解	誤り。信託の登記において、受益者の定めのない信託（信託法 258 条 1 項）であるときは、その旨が登記事項となる（不登法 97 条 1 項 6 号）。

第26問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 工

準備すべきだった知識1

記述	ア
過去問	58-20
内容	肢工において同趣旨の出題アリ

準備すべきだった知識2

記述	工
過去問	23-22
内容	オ 所有権の移転の仮登記を対象とする処分禁止の仮処分が付記登記でされている場合において、当該仮登記に基づく所有権の移転の本登記の申請をするときは、当該仮処分の債権者は、利害関係を有する第三者に当たらない。
正解	正しい。仮登記を目的とした処分禁止の仮処分の債権者は、当該仮登記に基づく所有権の移転の本登記の申請をするに際して、利害関係を有する第三者とはならない。

第 27 問★過去問知識だけで解けるか・・・○

解答を導くのに読むべき記述…ウ, オ

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	29-15
内容	エ 官公署が代位して、登記名義人の住所についての変更の登記を囑託するときは、登録免許税は課されない。
正解	正しい。国又は非課税法人がこれらの者以外の者に代位してする登記については、登録免許税を課さない（登免法 5 条 1 号）。

準備すべきだった知識 2

記述	オ			
過去問	25-27			
内容	<p>甲土地（不動産の価額 100 万円）について、次のアからオまでの第 1 欄の各登記の申請をする場合の登録免許税の金額として、第 2 欄の金額が正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">オ</td> <td style="width: 80%;">A を賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている甲土地について、A が甲土地を相続により取得した場合にする相続を登記原因とする A への所有権の移転の登記</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2,000 円</td> </tr> </table>	オ	A を賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている甲土地について、A が甲土地を相続により取得した場合にする相続を登記原因とする A への所有権の移転の登記	2,000 円
オ	A を賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている甲土地について、A が甲土地を相続により取得した場合にする相続を登記原因とする A への所有権の移転の登記	2,000 円		
正解	正しい。賃借権の設定の登記がされている土地について、賃借権者が当該土地を取得したことによる所有権の移転の登記を申請する場合には、通常の移転登記の税率に 100 分の 50 を乗じた割合を登録免許税として納付することになる（登免法 17 条 4 項）。つまり、本記述の登録免許税額は、100 万円×1000 分の 4×100 分の 50 の 2000 円となる。			

## 商業登記法

第28問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, イ

準備すべきだった知識 1

記述	ア
過去問	10-31
内容	イ 登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出する場合には, 提出に係る印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後 3 ヶ月以内のものを添付しなければならない。
正解	誤り。登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出する場合, 印鑑届書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後 3 月以内のものを添付しなければならない(商登規 9 条 5 項参照)。提出に係る印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付するわけではない。

準備すべきだった知識 2

記述	イ
過去問	22-30
内容	株式会社の本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合に関する次のアからオまでの記述のうち, 正しいものは幾つあるか。 オ 新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は, 旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。
正解	正しい。本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は, 旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない(商登法 51 条 1 項前段)。登記の申請書又は委任状に押印すべき者の印鑑の提出(商登法 20 条 1 項, 2 項)も, 同様に, 旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない(商登法 51 条 1 項後段)。

第 29 問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…→アとエの比較

準備すべきだった知識

記述	オ
過去問	12-28
内容	オ 解散して清算中の会社にも法人格があるから、そのような会社と商号及び本店の所在場所が同一である会社の設立登記の申請は、却下される。
正解	正しい。他の株式会社が既に登記している商号と同一商号を用い、かつ、その本店の所在場所が当該他の株式会社の本店の所在場所と同一であるときは、登記をすることができない（同一商号・同一本店の禁止，商登法 27 条）。商登法 27 条の趣旨は、会社の同一性を誤解することによる社会の混乱を回避する点にあり、現存する会社である限り、清算手続中の会社であっても同条の規律は妥当する。

第30問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ

準備すべきだった知識 1

記述	イ
過去問	19-31
内容	<p>募集株式の発行(引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の10分の1を超えない場合に限る。)による変更の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>エ 募集株式の引受人が会社に対する600万円の金銭債権を出資した場合であっても、当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付する必要はない。</p>
正解	<p>正しい。現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、検査役の調査を要しない(会社法207条9項1号)。この要件については、申請書類と登記記録の比較から明らかであるから、これを証するために特段の添付書類を要しない。</p>

準備すべきだった知識 2

記述	ウ
過去問	6-29
内容	<p>ア 現物出資の目的たる財産が500万円の債権だけであっても、現物出資をする者に対して与える株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超える場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しなければならない。</p>
正解	<p>誤り。現物出資財産について定められた当該財産価額の総額が500万円を超えない場合は、検査役の選任を要しない(会社法207条9項2号)。</p>

第 31 問★過去問知識だけで解けるか・・・×

解答を導くのに読むべき記述…イ, ウ ※択一過去問での出題はないが、記述ウについては記述式の勉強における基本知識です。

準備すべきだった知識（参考）

記述	イ
過去問	8-31
内容	<p>次のアからオまでに記載した登記につき、Aの「登記を申請すべき者」及びBの「登記を申請すべき期間の起算日」に関する記述がいずれも正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>ウ 取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記</p> <p>A 株式会社の代表者</p> <p>B 取得請求のあった日</p>
正解	<p>ウ A正しい。B誤り。</p> <p>取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記は、株式会社の代表者が申請する（会社法 909 条）。また、取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付は、その取得請求があった日に効力を生ずる（会社法 167 条）が、その変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から 2 週間以内にすれば足りる（会社法 915 条 3 項 2 号）。よって、登記を申請すべき期間は、取得請求のあった日から起算しなければならないわけではない。</p>

第32問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ア, 工

準備すべきだった知識1

記述	ア
過去問	24-31
内容	才 清算株式会社は、解散前に新株予約権付社債に付された募集新株予約権の発行に係る募集事項を決定したときに限り、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請することができる。
正解	誤り。清算株式会社は、清算の目的の範囲内で、募集株式の発行及び募集新株予約権の発行をすることができ（会社法 487 条 2 項, 509 条参照）、これによる登記の申請は受理される。本記述のように、解散前に新株予約権付社債に付された募集新株予約権の発行に係る募集事項を決定したときに限られるわけではない。

準備すべきだった知識2

記述	工
過去問	15-34
内容	教授：最後に、解散前の会社ができる登記で、清算中の会社ができない登記を幾つか述べてください。 学生：才 清算中の会社は、清算の目的の範囲内でのみ存続するので、事業を前提とする行為ができなくなり、商号専用権もなくなります。したがって、商号変更の登記、目的変更の登記、本店移転の登記、募集株式の発行による変更の登記、資本金の額の減少による変更の登記などができなくなります。
正解	誤り。募集株式の発行による変更の登記をすることができる。また、清算の目的に反しない限り定款の変更は可能であり、本店移転、商号変更、目的変更による定款の変更登記も可能であると解される。資本金の額の変更については、解散前の株式会社における剰余金の配当規制以外には、ほとんど意義のない純資産額内部の計数にすぎないため、清算会社においてその増減を行う意味は存在しないため、することはできない。

第33問★過去問知識だけで解けるか・・・×

第34問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…イ→アとウの比較

準備すべきだった知識

記述	イ
過去問	63-32
内容	記述3において同趣旨の出題アリ

第35問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…ウ, オ

準備すべきだった知識 1

記述	ウ
過去問	19-35
内容	ア 合同会社の設立の登記の申請書には、代表社員が就任を承諾したことを証する書面に押された印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならない。
正解	誤り。合同会社の設立登記の申請書には株式会社とは異なり、代表社員が就任を承諾したことを証する書面に押印された印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならないという規定は存在しない(株式会社につき商登規 61 条参照)。

準備すべきだった知識 2

記述	オ
過去問	会社法 26-32
内容	ア 合資会社が新たに有限責任社員を加入させる場合には、その者がその出資に係る払込みを新たに履行しなくても、その者は、加入に係る定款の変更の時に当該合資会社の有限責任社員となることができるが、合同会社が新たに社員を加入させる場合には、その者は、加入に係る定款の変更があった後も、その出資に係る払込みの全部を履行するまでは、当該合同会社の社員となることできない。
正解	正しい。合同会社以外の持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる(会社法 604 条 2 項)。合同会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更及びその出資に係る払込み又は給付を完了した時にその効力を生ずる(会社法 604 条 3 項)。







# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335